旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　愛知県知事登録旅行業第三―一八七号

㈢　商号　株式会社イマジネーションプロジェクト

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社イマジネーションプロジェクト　名古屋市中区丸の内二丁目一九番三二号　代表取締役　桑原　宏枝

㈤　主たる営業所の所在地　名古屋市中区丸の内二丁目一九番三二号

㈥　旅行業の登録年月日　平成十八年一月十九日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成三十年三月一日、旅行業法施行規則第六十条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足る書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成三十年三月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称

株式会社淘旅行

二、住所　東京都台東区東上野三丁目一五番一四号

三、代表取締役　肖　中元

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

平成三十年三月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称

株式会社ニュー東京交通社

二、住所　千葉県船橋市北本町二―二八―二

三、代表者　代表取締役　大谷　智康

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都港区赤坂四丁目二番一九号

一般社団法人全国旅行業協会

平成三十年三月二十七日

東京都港区赤坂四丁目二番一九号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、行田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

行田市市営住宅条例施行規則（平成十年行田市規則第二十一号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成三十年四月一日から

平成三十五年三月三十一日まで

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、鶴ヶ島市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

鶴ヶ島市市営住宅条例（平成十六年鶴ヶ島市条例第八号）第四条に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成三十年四月一日から

平成三十五年三月三十一日まで

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、深谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

深谷市営住宅管理条例施行規則（平成十八年深谷市規則第百八十五号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成三十年四月一日から

平成三十五年三月三十一日まで

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川口市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

川口市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年川口市規則第五号）別表第一の一及び別表第二の一に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成三十年四月一日から

平成三十五年三月三十一日まで

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦